

170 明治十六年事件退学処分解除者取調に付再照会

〔明治十六年十二月二十八日〕

(欄外注記1) 曩ニ諸学校へ入学禁止相成候者之内解禁方之儀ニ付更ニ其人名
(欄外注記2) 等御申出相成候処右御具申書ニテハ其情状未タ詳悉ナラス候ニ
付何分直ニ指令難相成省議ニ有之候間更ニ其犯状軽重之事由及
謹慎悔悟之実状等一々詳密御申出相成度此段再応及御照会候也

明治十六年十二月廿八日

専門学務局長文部大書記官 濱尾 新

東京大学総理 加藤弘之殿

(欄外注記1)

「供閱 総理 (加藤弘之) (花押) 同心得 同補助 幹事 (服部一三) (花押)」

(欄外注記2)

「庶務課 (石原助安) (花押)」

〔明治十六年十月二十七日事件書類、㊦M6〕